

令和2年流山市教育委員会議第12回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年12月17日(木曜日)
開会 午前10時00分
閉会 午前10時55分
- 2 場 所 流山市役所 庁議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 堀内 博
委 員 割田 由佳
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 菊池 智之
学校教育部長 前川 秀幸
生涯学習部長 飯塚 修司
教育総務部次長兼学校施設課長 大塚 昌浩
学校教育部次長兼学校教育課長 宮本 信一
生涯学習部次長兼生涯学習課長 中西 直人
教育総務課長 大川 裕
指導課長 松山 秀行
いじめ防止相談対策室長 中曾根 仁史
スポーツ振興課長 佐藤 慎一郎
公民館長 鶴巻 浩二
図書館長 新倉 英之
博物館長 小栗 信一郎

7	事務局職員	教育総務課長補佐	川名 健二
		教育総務課庶務係長	矢代 薫
		教育総務課主事	石戸 寛論

8 議案等

議案第67号 流山市学校運営協議会設置運営規則の制定について

議案第68号 流山市生涯学習審議会委員の委嘱について

9 議事の内容

(開会 午前10時00分)

田中教育長	<p>ただいまから、令和2年流山市教育委員会議第12回定例会を開会します。</p> <p>まず、令和2年流山市教育委員会議第11回定例会、及び第4回臨時会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘などございますか。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
田中教育長	<p>特になしということですので、承認することにいたします。</p> <p>それでは、教育長報告をお願いします。</p>
教育総務部長	<p>私からは、前回の教育委員会議以後の動きとして、12月議会の関係について、教育長に代わり御報告いたします。</p> <p>12月議会は、11月26日に開会し、昨日12月16日に閉会となりました。今議会の会期は21日間でした。このうち一般質問は12月1日から4日までの4日間開催され、教育委員会に対しては9名の議員から質問がございました。主な質問の項目は質疑順に、</p> <ol style="list-style-type: none">(1)校則について。(2)新型コロナウイルス感染症の今後の拡大を想定した、学校におけるシミュレーションの状況について。(3)学校における性的マイノリティ理解のための取組について。(4)学校給食におけるアレルギー対応について。(5)教育長に対する質問として、子どもが主体的に生きる力を育む教育を進めるための、具体的な方策について。(6)同じく教育長に対する質問として、特別支援学校の設置基準の策定、及び義務標準法の改正に向けた国の動きに対する見解について。

(7) 9月に発生した、中学生の踏切事故に対する再発防止や、事故調査委員会の調査の状況について。

(8) 南流山小学校区の新設校設置に関連した、東洋学園大学旧校舎への南流山中学校の移転計画の状況について。

(9) 総合運動公園の野球場観覧席の建設計画について。

(10) 国のGIGAスクール構想を受けた、本市の取組状況について。

この、大きく10項目の質問に対し、教育長はじめ3部長で答弁対応を行っております。

生涯学習部長

私からは、イベントの開催1件について御報告いたします。去る11月28日(土)に文化会館で、青少年育成会議主催による、令和2年度青少年健全育成推進大会が開催されました。市長、教育長には来賓として出席いただきました。当日は、コロナ禍ではありますが、感染症対策をしっかりと行い、約300人の参加を得て、育成功労者15名の表彰と、小中学生から応募いただいた啓発標語ポスターの入選者49名の表彰が行われました。また、アトラクションとして、向小金小学校吹奏楽部の児童44名による迫力ある演奏が披露され、大会に花を添えていただきました。以上です。

田中教育長

ただいまの教育長報告に対しまして、質疑、意見等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、以上で教育長報告については終了いたします。

ここで議事日程の追加があります。

議事日程の追加について、議案第68号「流山市生涯学習審議会委員の委嘱について」を議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第68号は議事日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは議事に入ります。

議案第67号「流山市学校運営協議会設置運営規則の制定について」を議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、学校運営協議会を設置するため、教育委員会規則として、必要な事項を定める旨の説明)

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、学校運営協議会を設置するため、教育委員会規則として、必要な事項を定めるものです。詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長

学校運営協議会(以下「協議会」)は、保護者や地域住民とともにある学校づくりを目指すため、平成16年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」)の改正によって制度化され、平成29年4月1日に、協議会の設置を「努力義務」とする法改正が行われました。本市は、令和3年度から協議会を設置する方針とし、今般「流山市学校運営協議会設置及び運営規則」(以下「規則」)を制定したく、教育委員会議に議案を上程いたしました。

それでは、規則の条項について御説明します。規則第1条は、「法第47条の5の規定に基づき協議会を設置する旨」を規定しています。規則第2条は、ただし書で「文部科学省令が規定する場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる」旨を規定しています。規則第3条は、協議会は、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童の健全育成に取り組むものとする旨を規定しています。規則第4条は、協議会の委員は教育委員会が任命する旨を規定しています。規則第5条は、守秘義務について規定していますが、地方公務員法第3条第3項第2号に該当する特別職の地方公務員は、同法の守秘義務等は適用されないため、条項を設けたものです。規則第6条は非常勤特別職の報酬根拠を、規則第7条は協議会の会長1名、副会長1名は委員の互選により選出する旨を、規則第8条から同条第4項までは会議の招集、会議の成立、議事の議決、利害委員の議決排除を規定したものです。規則第9条は、協議会の承認を受ける基本的な方針を規定するもので、本市は「学校経営計画」を対象としたいと考え規定しました。規則第10条は、協議会は、教育委員会又は校長に意見を述べる旨を規定しました。規則第11条は、対象学校の職員の採用に関する意見を「協議会の趣旨を踏まえた学校運営の基本的な方針の実現に資する事項」「対象学校の教育上の

課題を踏まえた一般的な事項」に限定するために規定しました。規則第12条及び第13条は、委員の任免の手続き及び任期、協議会の議事の手続き等について、規則第12条は協議会が行う評価、第13条は教育委員会が委員に対する研修を行う旨を規定しました。規則第14条は、教育委員会が指導及び助言を行うこと、教育委員会が必要な情報提供に努めることを規定しました。規則第15条、同条第2項及び第3項は、解任の該当事由、校長の報告義務、解任理由の明示義務を規定しました。

以上で説明を終わります。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

3点教えてください。一番気になったのは規則第11条についてです。法第47条の5第7項というのは、いただいた資料によれば、学校職員の採用・任用に関して、運営協議会は意見を述べるができるということですが、これに対応する流山市の規則第11条には「学校運営の基本的な方針の実現に資する事項」と「対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項」という文言が出ています。これを読む限り、職員の採用や任用に関することとどうつながるのかが不明でしたので、それを教えてください。2点目は、委員は教育委員会が任命するということですが、この任命というのは具体的にどういうことなのでしょう。例えば公募された方の中から選考の上任命するのか、教育委員会と学校が相談して候補者を絞るのか等、その任命する前の手続きはどのように行われるのでしょうか。3点目は、今後、おおたかの森小中やおおぐろの森小中は併設校になっていますが、この場合、ここで言う2以上の学校に1つの協議会というくくりになるのか、それとは関係ないのかを伺いたいと思います。

指導課長

まず1点目の第11条についてですが、条文の括弧書きの部分に「任用に関する意見」という形で載せております。協議会の職員の任用に関する意見は、第1号、第2号以外の意見を述べられないとする趣旨です。文部科学省は、当該意見を個人を特定しての意見等ではなく、対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ると解説していることから、規定しております。

2点目の任命に関しては、委員の任命は学校長等の意見を受けて教育委員会が任命をしていくもので、定数については先進自治体を研究し、1学校あたり保護者2名、地域住民2名、学校の運営に資する活動を行う者として地域学校協働活動推進委員、学校の評議委員等から2名、校長、教職員各1名の8名を

基準とし、上限を10名という形で考えています。

3点目は、本市は基本的に中学校区を基にしながら学校運営協議会を設置したいと考えており、地域学校協働本部のスタイルを基にして、コミュニティスクールの設置を考えてまいります。おおたかの森中学校区はおおたかの森中、おおたかの森小、小山小と、地域学校協働本部のスタイルでやっていきたいと思っております。おおぐろの森中学校は、今後の検討事項とさせていただきます。

杉浦教育長職務代理者

ということは、現在の地域学校協働本部が、令和3年度からはある意味衣替えするという事で、その委員については、法などに基づいた形で整えるということですか。それと同時に、役割的には、今までの地域学校協働本部等がさまざまな学校支援の活動を、コーディネーターが中心になり組織していたと思うのですが、その活動はここに引き継がれるのですか、それはそれでまた残るのでしょうか。

指導課長

学校区の体系については、地域学校協働本部の組織はそのまま継続します。また、地域学校協働本部のコーディネーター等というのは、第4条(3)対象学校の運営に資する活動を行う者に入り、PTA会長等と同様に、運営協議会の委員にも入ることになります。

杉浦教育長職務代理者

各学校には今、学校評価委員会というものがあると思うのですが、学校評価委員会及びそれに類するものというのは今後どのようなようになるのでしょうか。

指導課長

学校評価委員会も、「対象学校の運営に資する活動を行う者」となり、コミュニティスクールはこの学校運営協議会の委員で学校評価を行い、子どもたちや地域の課題を捉え、計画し、実践し、評価も行うというPDCAサイクルの形になります。

杉浦教育長職務代理者

今の学校評価委員会は発展的に解消されるということになるのですか。

指導課長

学校運営協議会に含まれる、つまり母体はこちらになってくるという形になります。

杉浦教育長職務代理者

メンバー的には、この運営協議会の方々が学校評価をするわけですね。今の学校評価委員会は結構幅広に、いろいろな自治会の方やPTAの方、地域の

方が入っておられたりしているのですが、人数的にも、その方々が皆このメンバーに入るわけではないのですよね。

指導課長

第4条第2項で、それぞれの学校区の校数による協議会の委員の人数の上限を定めていますので、ある程度精選はしていきながら協議会を運営していく形になると思います。

堀内委員

今年の2月に設置計画をいただいでいて、令和3年にモデル校区スタートということでしたが、来年度から正式にスタートするという事によろしいのですか。

指導課長

今年度、北部中学校区で、設置に向けて準備を進めようと考えていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者や地域等の説明会を開くことができませんでした。従って、令和3年度に北部中学校区の設置を、令和4年度に東深井中学校区並びに東部中学校区の設置を、令和5年度に、おおぐろの森中学校区を除いた市内全中学校区において、設置を進めてまいりたいと考えています。

割田委員

設置計画の内容についてですが、まず始めに中学校区を全てコミュニティスクール化した後に、小学校を1校ずつ、コミュニティスクールを設置するような計画になっていたと思うのですが、これをやめて中学校区で完成させる計画に変わったということでしょうか。

指導課長

学校区については、校長会等で協議をし、意見をいただいたところ、スタート時は、現在の流山市の特色である小中連携を中心に行うことが、地域・学校にとっても緩やかなスタートが切れる、ということで、中学校区でスタートしたいと考えています。また今後、このコミュニティスクールを運営していく中で、各学校区の体系も、併せて協議していく必要があると思います。

割田委員

協議会委員の定数について、上限は決めるとのことですが、協議会でいろいろなことを協議したり承認したりするためには、定数が何人以上、ということを決めなくても大丈夫なのでしょうか。

指導課長	<p>中学校区は、小学校3校程度の協議会委員が集まることから、多数の方々を協議会に入れてしまうと、協議がしづらくなってしまうということもあります。そこで現在考えているのは、1学校あたり保護者関係2名、地域関係2名、学校の運営に資する活動を行う者2名、校長・教職員1名ずつの8名を基準とする考えで上限を10名とし、協議会の学校数が増える場合には、概ね基準値に学校数を乗じた人数を定数としています。校長会からも妥当という意見を寄せられておりますので、何人以上という下限は設けておりません。</p>
田中教育長	<p>校長会の時に、2回ほど文部科学省のアドバイザーの方に来ていただき、御意見をいただいたこともお話してはどうですか。</p>
指導課長	<p>今回のコミュニティスクールについて、理解、イメージがなかなかし難いということで、文部科学省から、コミュニティスクールのマイスターを招へいし、研修会を行いました。今回の規則案についても意見を頂いたところ、よく研究しているということであり、定数等についても、この人数が妥当という意見をいただいております。</p>
割田委員	<p>多くなり過ぎないように決められているのは理解できました。最低人数は決めず、欠員が出たらそのままなのか、人数が少なくなってしまう心配はないのか等、話し合いができないくらい人数が少なくならないよう、最低人数を決めなくても大丈夫なのかと思ってお伺いしました。</p>
田中教育長	<p>そこはきちんと区分けをして、学校と相談しながら人選をしていく、ということですね。</p>
指導課長	<p>はい。また、これから学校の方で設置に向けて準備を進めていきますが、教育委員会もバックアップしていきますので、その際に説明もしていきたいと思っております。</p>
田中教育長	<p>ほかにご質問はありますか。</p> <p>(特になし との声あり)</p>

田中教育長 質問がないようですので、議案第67号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第67号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第68号「流山市生涯学習審議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長 (流山市生涯学習審議会委員の任期が令和3年1月24日をもって満了することに伴い、後任の委員を委嘱する旨の説明)

流山市生涯学習審議会委員の委嘱については、生涯学習審議会委員の任期が令和3年1月24日をもって満了することに伴い、後任の委員を委嘱するものです。別紙の名簿を御覧ください。委員12名を候補者とさせていただきました。No. 1からNo. 4までは再任の委員です。No. 5からNo. 8が新任の委員です。No. 9からNo. 12が公募の委員で、公募につきましては10名応募いただきました。書類審査、面接を行い、記載の4名の委員を選出したところです。なお、No. 9は再任、No. 10からNo. 12が新任の委員となります。委嘱期間は令和3年1月25日から令和5年1月24日までの2年間となります。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第68号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長	御異議なしと認めます。よって議案第68号は、原案のとおり可決することに決しました。 次に、各課等報告に移ります。学校施設課からお願いします。
学校施設課長	(おおぐろの森小学校の校歌制作について、おおぐろの森中学校の制服について報告)
スポーツ振興課長	(ながれやまスポーツフェスタの開催について、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係るオランダ代表事前キャンプの受け入れ等について報告)
学校教育課長	(新型コロナウイルス感染症発生時の対応変更について報告)
いじめ防止相談対策室長	(学校事故調査委員会の進捗について報告)
教育総務課長	(新型コロナウイルス感染症発生時の学童クラブの対応変更について報告)
生涯学習課長	(成人式について、ホールイベントについて報告)
田中教育長	以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。 (特になし との声あり)
田中教育長	特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。 以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。 それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。
事務局	次回の教育委員会議は、1月19日(火曜日)、午前10時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。場所については後日お知らせいたします。 (次回の日程協議)

田中教育長

それでは、次回の教育委員会議は、1月19日（火曜日）、午前10時から開催することとします。

以上で、令和2年流山市教育委員会議第12回定例会を終了します。

(閉会 午前10時55分)